

## 国及び独立行政法人等における 雨水の利用のための施設の設置に関する目標の達成状況

令和4年12月12日  
国土交通省

「雨水の利用の推進に関する法律」（平成26年法律第17号）第10条に基づき定められた「国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標について」（平成27年3月10日閣議決定。以下「目標」という。）について、「雨水の利用の推進に関する基本方針」（平成27年3月10日国土交通省告示第311号）第5の2に基づき目標の達成状況を取りまとめたので、公表します。

### 令和3年度における目標の達成状況

国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設（以下「雨水利用施設」という。）の設置に関する目標の達成状況については以下のとおりです。

➤ 令和3年度における目標の対象となる建築物	2[棟]
➤ 目標の対象となる建築物のうち、雨水利用施設を設置した建築物	2[棟]
➤ 目標の達成状況	100[%] (2[棟] / 2[棟])

令和3年度における目標の対象となる建築物は、目標の閣議決定以降に事業に着手（設計業務の契約締結等）し、令和3年度に完成した建築物のうち、以下の①及び②を満たす建築物である。

- ①国及び独立行政法人等が新たに建設する建築物
- ②最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する建築物  
（ただし、自らの雨水の利用のための施設の設置が困難又は不適當な建築物は除く）